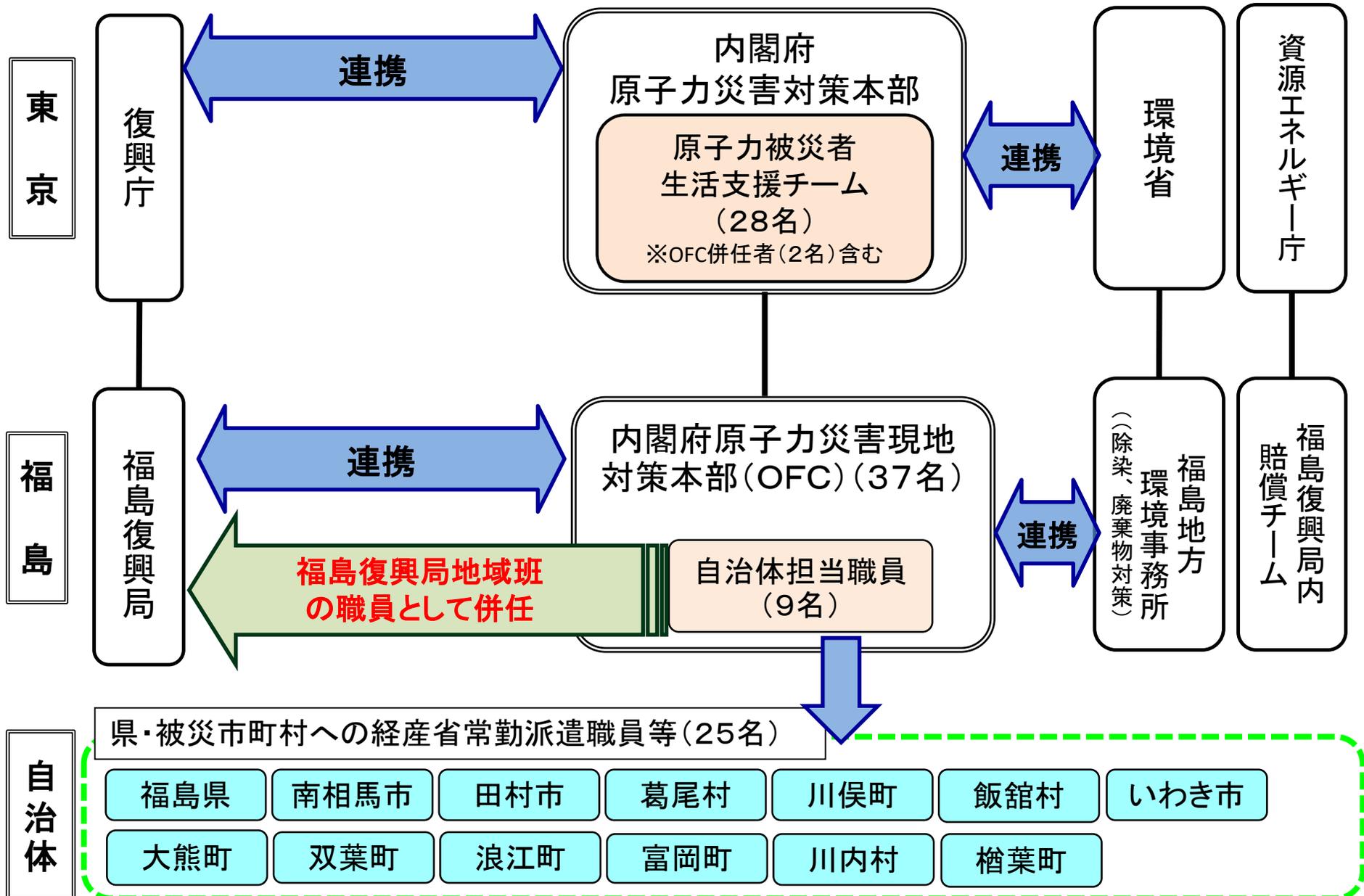


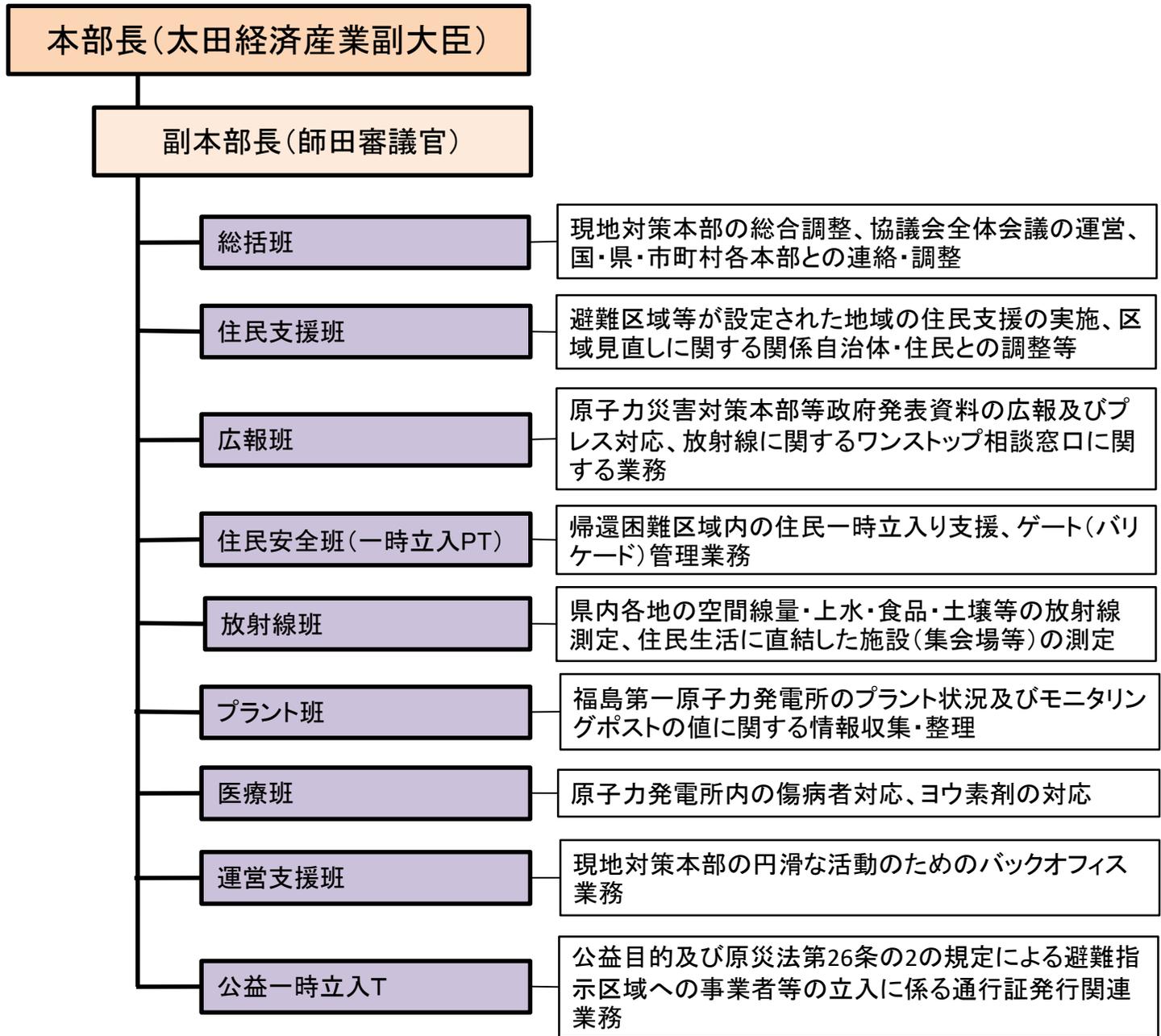
原子力災害現地対策本部の取組状況について

2023年3月
原子力災害現地対策本部

1. 体制（原子力被災者生活支援チーム・原子力災害現地対策本部）



2. 構成（原子力災害現地対策本部）



**現地対策本部
構成人員の所属**

国

- ・経済産業省
- ・原子力規制庁
- ・内閣府
- ・厚生労働省
- ・海上保安庁

県等

- ・福島県庁
- ・福島県警察本部
- ・双葉広域消防本部
- ・東京電力

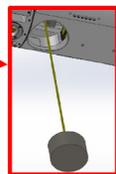
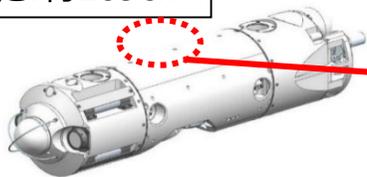
3. オンサイト（廃炉・汚染水・処理水対策の主な進捗）

① 1号機格納容器内部調査

- 2022年12月には、**センサー付き水中ロボット**を投入し、**燃料デブリ由来の放射性物質の検知**を実施。
- 本年1、2月には**堆積物サンプリング**も実施。

水中ロボット

直径:約25cm
長さ:約109cm



デブリ由来放射
性物質の検知
センサー

② 汚染水発生量

- 建屋周辺の舗装等により、2022年4～12月の平均で約**100m³/日**まで低減。
- 今後、2025年内に100m³/日以下に、**2028年度までに約50～70m³/日**に低減させる方針。

建屋周辺の舗装



③ JAEA大熊第1棟

- **2022年10月開所。現在、試験的な分析作業を実施中。**今後、ALPS処理水の分析も実施予定。



鉄セル



グローブボックス

④ F-REIによる人材育成

- **F-REIとも連携し、分析人材・国際研究者の育成を強化**（令和5年度当初予算にて計上）。
- 分析手順のマニュアル化や、人材育成プログラムの整備を開始。
- IAEA等と連携した、国内外の研究者に対する研修プログラムを今後立ち上げ。

ALPS処理水処分の対策の進捗と今後の対応について

ALPS処理水の処分に伴う対策の進捗と基本方針の実行に向けて
(令和5年1月13日ALPS処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた関係閣僚等会議)

- 令和3年4月に基本方針を策定以降、**安全確保・風評対策に係る各取組を実施**。令和4年8月には、**風評影響に対しては対策の一層の強化が必要との認識**の下、これまでに頂いた御意見を踏まえ、重点的に取り組むべき対策を整理し、取組を強化・拡充してきた。
- 令和4年8月以降、漁業者をはじめ地元住民等との車座対話や全国地上波のテレビCM・WEB広告・全国紙の新聞広告等を活用した情報発信等の取組も強化し、**理解醸成の取組が進展**してきている。また、「基金」など漁業者の事業継続のための対策については、**漁業者の方々から信頼関係構築に向けての姿勢との評価**を得ているところ。
- **安全確保と風評対策のために必要な具体策のメニューは概ね出揃ってきている**。今後、これらのメニューを確実に実施し、**安全確保や風評対策の実効性を上げていくとともに**、各対策内容について繰り返し説明・対話を重ね、頂いた御意見を踏まえて**随時改善・改良・充実を図り、海洋放出に向けて、理解醸成活動に一層注力**する。
- 基本方針においては、2年程度後にALPS処理水の海洋放出を開始することを目途としており、**海洋放出設備工事の完了、工事後の規制委員会による使用前検査やIAEAの包括的報告書等を経て、具体的な海洋放出の時期は、本年春から夏頃と見込む**。

1. 風評を生じさせないための仕組みづくり

①徹底した安全性の確認と周知

- IAEAが11月に来日、2回目となるALPS処理水の安全性に関するレビューを実施。
- モニタリング・海洋生物の飼育試験の結果等を分かりやすく情報発信。
 - 9月に、東京電力がモニタリング結果の分かりやすいHPを立ち上げ。
 - 10月に流通事業者等を対象にシンポジウムを開催。
 - 10月に、東京電力が、海水で希釈したALPS処理水を使ったヒラメ・アワビの飼育を開始。

→IAEAが継続してレビューを行った上で、放出前には包括的な報告書を公表し、その内容を国内・全世界に分かりやすく発信することで、国際機関である第三者が安全性を徹底的に確認したことを国内外に周知。

放出開始直後のモニタリングの強化・拡充を具体化するとともに、サプライチェーンに関わる方々が一目でモニタリング結果を確認できるよう、分かりやすく、きめ細かく、情報発信することで、安全基準を満たした上での放出が、安全上問題がないことを確認・周知。

②全国大での安全・安心への理解醸成

- 農林漁業者等の生産者から消費者に至るサプライチェーンや自治体職員等に対して、基本方針決定以降、約1000回の説明を実施。
- ALPS処理水の安全性を、様々な媒体を通じて発信。12月には、全国地上波のテレビCM、WEB広告、全国紙の新聞広告等も活用し、全国での大規模な情報発信を実施。
- 9月以降、漁業者をはじめとする地元住民等との車座対話を本格的に実施。10月には、経産大臣も含め、車座対話、双方向のコミュニケーションを強化。
- 国際会議や二国間対話の場での説明、東電福島第一原発等の視察受け入れ等を通じた理解醸成。
- 事業者ヒアリング等を通じて、国内外の風評影響を把握。

→漁業者、流通事業者、消費者等のサプライチェーンに関わる全ての方々や海外の関係者に、ALPS処理水の処分の必要性、安全性確保、徹底した風評対策を周知・認識の浸透。

2. 風評に打ち勝ち、安心して事業を継続・拡大できる仕組みづくり

③ 将来に亘り安心して事業継続・拡充できると、事業者が確信を深められる対応

- 11月に令和4年度第2次補正予算が成立、12月に令和5年度当初予算の政府案が成立。生産性向上や担い手確保のための支援など、被災地の水産業をはじめとする事業者支援予算など具体化。
- 11月に成立した令和4年度第2次補正予算において、ALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越えるための全国の漁業者支援の基金を措置。
- 10月に、より多くの方が三陸・常磐ものを知り、味わうためのキャンペーンを開始。三陸・常磐の水産物を扱ったメニュー等の提供、水産品の販売ブースを出展。12月には、三陸・常磐ものの魅力を発信し、消費拡大を図る「魅力発見！三陸・常磐ものネットワーク」を立ち上げ。
- 12月に、放出開始後も取引を継続できるための対策を流通関係の業界団体等と議論する連絡会を設立。
- 中小企業施策や観光支援策を通じて、農業や観光事業者への支援を実施。

→「基金」や担い手確保支援等により、漁業者等がALPS処理水の海洋放出に伴う影響を乗り越え、事業を継続・拡大することを力強く後押し。「ネットワーク」を通じ、産業界・全国の自治体・政府関係機関をあげた、三陸・常磐ものの消費拡大と買い支えを実現するとともに、流通事業者等の要望に応え、放出前後を通じ、変わらずに地元産品の取引が継続される状況の実現に取り組む。

④ 風評に伴う需要変動に対応するセーフティーネット

- 万が一の風評に伴う需要減少に対応するための一時的買い取り・保管等のための需要対策基金を造成。
- 12月に、立証の負担を被害者に一方的に寄せることなく、地域や業種の実情に応じた賠償を実施するための基準を公表。

→万が一風評が生じた場合の需要減少に対応する買取・保管支援するための基金の運用を開始するとともに、今後、関係団体等と具体化する風評被害の推認等による賠償により、セーフティネットを構築。

3. 将来技術の継続的な追求

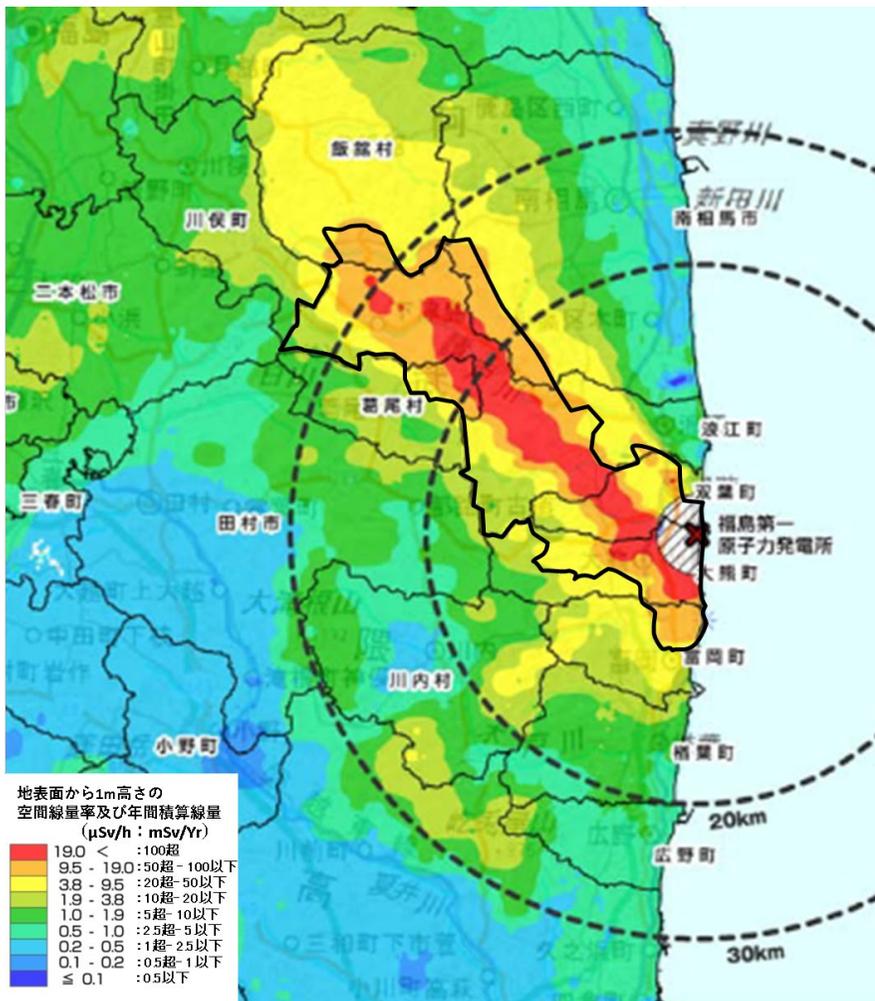
- 汚染水発生量は、重層的な対策により、2021年度130m³/日を達成（対策実施前の1/4程度）。
- トリチウム分離技術の公募調査を継続し、将来的に実用化に向けた要件を満たす可能性のある技術について、フィージビリティスタディの開始準備。

→汚染水発生量を減少させる取組を継続し、2028年度に約50-70m³/日まで低減を目指すとともに、トリチウム分離技術についてフィージビリティスタディを着実に実施。

4. オフサイト（放射線量の推移）

〔 2011年11月時点の線量分布 〕

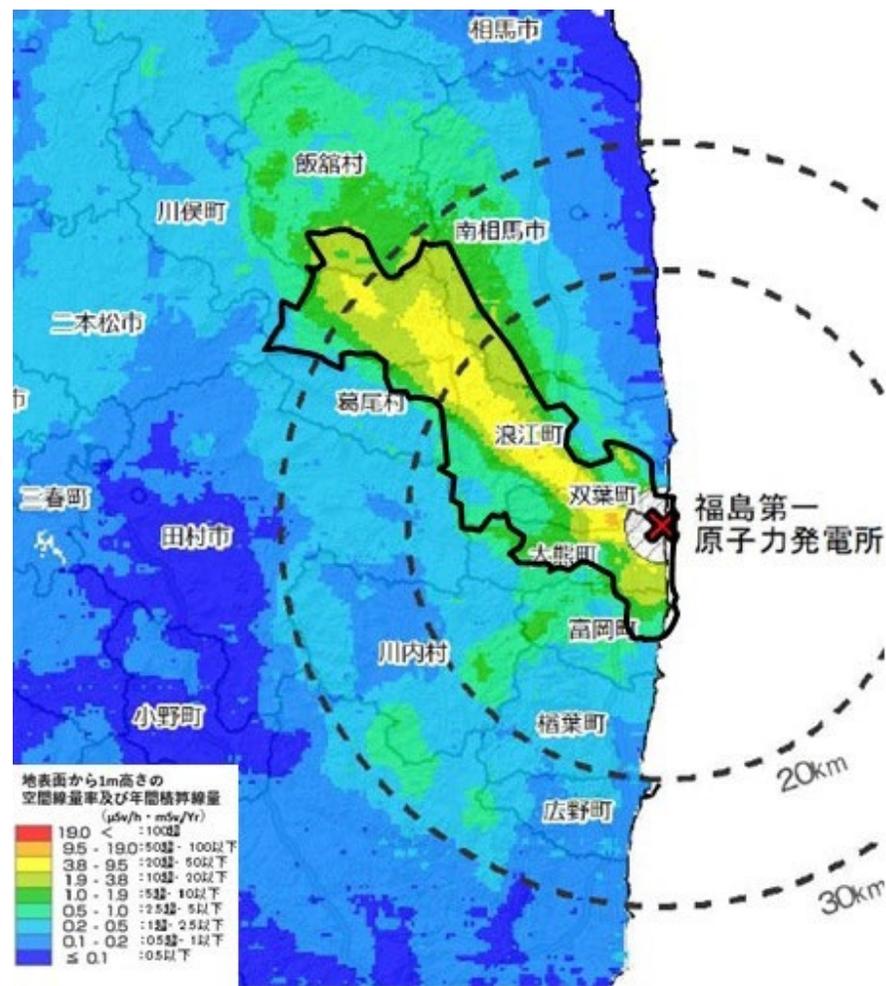
※黒枠囲いのエリアは帰還困難区域



(出典) 平成23年12月16日文科科学省「文科科学省による第4次航空機モニタリングの測定結果について」に基づき支援T作成

〔 2021年10月時点の線量分布 〕

※黒枠囲いのエリアは帰還困難区域



10年後

(出典) 令和4年3月4日原子力規制委員会「福島県及びその近隣県における航空機モニタリングの測定結果について」に基づき支援T作成

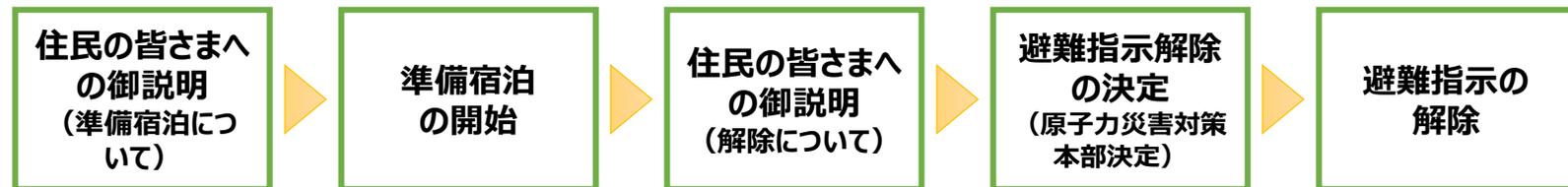
特定復興再生拠点区域の避難指示解除に関する今後の見込みについて

- 帰還困難区域のうち**特定復興再生拠点区域**について、**葛尾村**は**令和4年6月12日**に、**大熊町**は**6月30日**に、**双葉町**は**8月30日**に避難指示を解除。
- **浪江町**、**富岡町**、**飯館村**は**令和5年春頃**の**解除目標**に向け、**富岡町**は**4月**から、**浪江町**は**9月1日**から、**飯館村**は**9月23日**から**準備宿泊**を開始し、**浪江町**においては**3月31日**に解除することで合意。

<各町村の避難指示解除時期・準備宿泊の状況>

	大熊町	双葉町	葛尾村	浪江町	富岡町	飯館村
避難指示解除時期	令和4年6月30日解除	令和4年8月30日解除	令和4年6月12日解除	令和5年3月31日解除予定	令和5年春頃を目標	令和5年GW辺りを目標
準備宿泊状況	令和3年12月3日～ 【済】	令和4年1月20日～ 【済】	令和3年11月30日～ 【済】	令和4年9月1日～	令和4年4月11日～	令和4年9月23日～

<避難指示解除までの流れ（例）>



住民説明会で頂いた御意見（例）

- ✓ 除染だけでなく、道路の補修や井戸等の水環境など、インフラをしっかり整備すべき
- ✓ **防犯・防災**への対策は講じられているのか。
- ✓ **放射線**について知りたい。線量の状況はどうなっているのか。

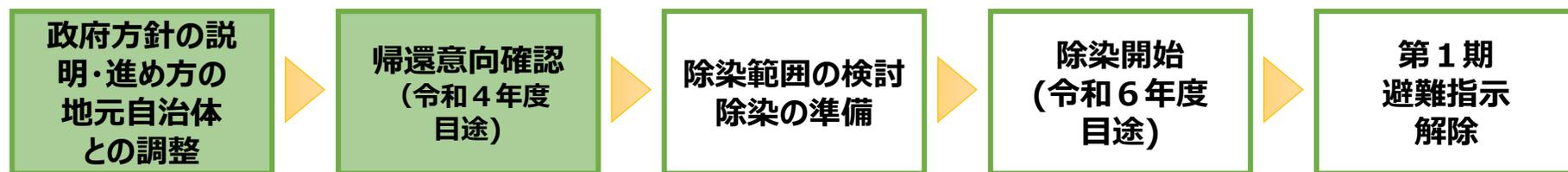
特定復興再生拠点区域外の避難指示解除に関する取組について

- 一昨年8月、**拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の政府方針を決定。2020年代をかけて、帰還を希望する全ての住民の方々が帰還できるよう、避難指示解除を進めていく。**
- 本政府方針に基づき、**大熊町、双葉町、浪江町、富岡町にて帰還意向確認を実施。**福島復興再生特別措置法の改正により、**帰還意向のある住民の帰還及び当該住民の帰還後の生活の再建を目指す「特定帰還居住区域」を設定できる制度の創出及び予算措置等**の取組を進めていく。

<拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除の方針（令和3年8月31日決定）>

- 【**帰還意向確認**】 すぐに帰還について判断できない住民にも配慮して、複数回実施。なお、営農については、帰還意向確認と併せて意向確認し、自治体とも協議しながら対応。
- 【**除染開始時期**】 拠点区域の避難指示解除後、帰還意向確認等の状況を踏まえて、遅滞なく、除染を開始。
- 【**除染範囲**】 帰還する住民の生活環境の放射線量を着実に低減し、住民の安全・安心に万全を期すため、十分に地元自治体と協議・検討。
- 【**予算・財源**】 除染・解体は国の負担。
- 【**その他**】 居住・生活に必要なインフラ整備は効率的に実施。立入制限の緩和についても必要な対応を実施。
- 【**残された課題**】 帰還意向のない土地・家屋等の扱いについては、引き続き重要な課題。地元自治体と協議を重ねつつ、検討を進める。

<今後の流れについて>



地元自治体とよく御相談し、「意向確認」→「除染」→「避難指示解除」のサイクルを、2020年代をかけて、複数回（第1期⇒第2期⇒・・・）行う。

帰還困難区域への一時立入りについて

- 帰還困難区域は、住民等の被ばく防止等の観点から立入りを制限しており、境界等にバリケードを設置。
- しかし、避難している住民が一時的に自宅へ立ち入ったり、インフラ整備等の公益の観点から事業者が立ち入る等の場合に、例外的に帰還困難区域内への一時立入りを可能とする運用を実施。通行証を発行。
- この他、火災、救急、自然災害等の際に、警察、消防、海上保安庁等と連携し、住民安全の観点からの円滑な帰還困難区域の立入、退出等を支援。

帰還困難区域境界に設置するバリケード



住民一時立入件数の最近の推移（世帯数：年度）

H29	H30	H31/R1	R2	R3
17,242	18,520	17,213	13,265	10,406

(注) 4町（富岡町、大熊町、双葉町、浪江町）の合計。
葛尾村、飯舘村は村が独自に一時立入を実施

スクリーニング場配置図



福島浜通り地域等の産業復興に向けた取組

- 避難指示解除の動きを本格的な福島復興に繋げるべく、**①被災事業者の事業・なりわいの再建**、**②新産業の創出**の両輪に加え、それらを後押しする**③交流人口の拡大**に取り組む。

○事業・なりわいの再建

・**官民合同チーム**が、これまで**約5,700事業者**と、**約2,500農業者**を個別訪問。

※令和4年12月末時点

・被災事業者の多様なニーズを踏まえた個別支援を通じて、**事業再開や経営改善、販路開拓を後押し**。

- ✓ コンサルティング支援（約1,600者）
- ✓ 販路開拓支援（約240者）
- ✓ 人材確保支援（約1,000者、約3,600人採用）

※令和4年12月末時点

約2,700の事業者が事業再開を実現。

※令和4年12月末時点

○新産業の創出（福島イノベーション・コースト構想の推進）

・15市町村^{※1}を対象に、**重点分野**^{※2}の**新産業の創出を目指す**構想。

※1 15市町村：被災12市町村+いわき市、相馬市、新地町

※2 廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境・リサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙

・**拠点整備**（福島ロボットテストフィールド、福島水素エネルギー研究フィールド等）を始め、**創業や人材育成等に向けた支援を強化**。

70社のロボット関連企業が進出。 ※令和4年12月末時点

企業立地補助金を活用し、**410件の企業立地と4,742人の雇用創出**を実現。 ※令和4年12月末時点

+

○交流人口の拡大

・15市町村の交流人口の拡大を通じて、**地元事業者の売上増に繋がる消費喚起**と、**将来の移住に繋がる裾野の拡大**を目指す。

- **交流人口拡大アクションプラン**を経産省・福島県において取りまとめ（令和4年5月31日）、「酒・グルメ（食）」や「スポーツ（サイクル）」などをテーマに、市町村連携による広域のコンテンツ作りを進め、更なる交流人口拡大に繋がる取組を後押し。
- 域外からの来訪データ等の活用による効果的なSNS発信等に向けたデジタル研修会を15市町村職員向けに実施。
- **誘客コンテンツの開発への支援**（令和4年度は6件採択）
- ✓ 15市町村への**来訪者向けの最大30%ポイント還元キャンペーン**を実施